

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
テーマ別地域生活課題解決応援助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が千葉市内において活動する福祉団体や民間福祉施設（以下「団体」という。）に対し助成金を交付することにより、地域福祉の充実と発展を図ることを目的とする。

(財源)

第2条 助成金の財源は、社会福祉法人千葉県共同募金会からの配分金をもって充てるものとする。

(助成テーマ)

第3条 助成のテーマは、地域生活課題を踏まえて単年ごとに設定する。ただし、継続を妨げないものとする。

(対象団体)

第4条 助成金の交付を受けることのできる団体は、社会福祉を目的として千葉市内で事業、活動を行う団体をいう。

2 前項に規定する団体は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、非営利の任意団体、もしくはこれらの団体が設置する施設であること。

(2) 千葉市内に事業所を有すること。団体の事業所がない場合は、代表者が千葉市内に居住していること。

(3) 構成員、会員等が3人以上であること。

(4) 事業、活動が公序良俗に反するものでないこと。

(5) 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体から独立して運営されていること。

3 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は助成対象団体に該当しないものとする。

(1) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等

(3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

(対象事業)

第5条 本会が設定した、地域生活課題の解決に繋がるテーマに即した事業であることとし、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 千葉市民を対象とした事業であること。
- (2) 同年度内に本会からの補助、助成を受けていない事業であること。
- (3) 政治及び宗教を目的とした事業ではないこと。
- (4) 営利を目的としない、あるいは非営利の活動であること。
- (5) 助成を受けようとする事業が、助成を受けようとする年度内の事業であること。

(助成対象経費)

第6条 助成金の使途は、団体が対象事業を実施するうえで必要な経費とする。対象経費については別に定める。

(助成事業の募集)

第7条 本会会長は、募集期間を別に定め、対象事業の募集を行なうものとする。

(交付申請)

第8条 助成金を受けようとする団体の代表者は、テーマ別地域生活課題解決応援助成交付申請書(様式1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、本会会長に申請しなければならない。

- (1) 団体の当該年度予算書及び事業計画書
- (2) 団体の前年度決算書及び事業報告書(新規団体で前年度実績がない場合は不要)
- (3) 団体の会則
- (4) 役員名簿
- (5) その他本会会長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 本会会長は、前条の規定による申請を受理したときは、別に定める審査委員会においてその内容を審査し、交付可否を決定し、可となった場合はテーマ別地域生活課題解決応援助成申請結果通知書(様式2号の1)により、否となった場合はテーマ別地域

生活課題解決応援助成申請結果通知書（様式2号の2）によりその旨を通知する。

（交付請求）

第10条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた団体は、テーマ別地域生活課題解決応援助成交付請求書（様式3号）により、本会会長に請求するものとする。

（申請内容の変更）

第11条 申請者は、交付決定後に申請内容を変更する場合は、本会与協議し、認められた場合は、本会の定める期日までにテーマ別地域生活課題解決応援助成変更（中止・廃止）申請書（様式4号）を本会会長に提出しなければならない。

2 本会会長は、前項の規定による変更承認の申請があったときは、申請内容を審査し、すみやかにテーマ別地域生活課題解決応援助成変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式5号）により通知するものとする。

（報告）

第12条 申請者は、本会が定める期日までに、テーマ別地域生活課題解決応援助成事業報告書（様式6号）を本会会長に提出しなければならない。

（助成金額の確定通知）

第13条 本会会長は、前条に規定する提出を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう実態調査等により、その報告が助成金の交付決定の内容に適合するものであるかを判断し、適合すると認めたときは交付すべき助成金の金額を確定し、助成金の交付を受けた団体に対し、テーマ別地域生活課題解決応援助成金額確定通知書（様式7号）により、その旨を通知する。

（交付決定等の取消等）

第14条 本会会長は、次の各号に掲げる場合において、助成金の決定及び交付を取消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（1）申請内容に虚偽があると判明した場合

（2）申請内容と異なる事業に使用した場合

（3）事業が中止となった場合

（4）実施された助成事業の実績に基づき算出した助成金額が既に交付した金額を下回

る場合

(5) 第11条に規定する報告を怠った場合

- 2 前項の規定による通知は、テーマ別地域生活課題解決応援助成交付決定取消通知書(様式8号)によるものとする。
- 3 第1項の規定によって通知する場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その返還をテーマ別地域生活課題解決応援助成返還通知書(様式9号)により通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。